

会津坂下町障がい者活躍推進計画

機関名	会津坂下町教育委員会
任命権者	会津坂下町教育委員会教育長 鈴木茂雄
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
会津坂下町における障がい者雇用に関する課題	<p>会津坂下町教育委員会において、令和6年6月1日現在、職員総数36名未満であることから任免状況通報の報告義務はない。</p> <p>また、職員は町長部局からの出向職員で構成されているため、独自の職員募集・採用は行っていない。</p> <p>現時点では、組織的な体制整備は行っていないが、採用及び研修を担当する町長部局と連携を図りながら、本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	職員は、町長部局からの出向職員で構成されており、現に障がい者である職員が在籍していないため、「障がい者雇用の推進に関する理解を促進する」ことを目標とする。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>①職員は、町長部局からの出向職員で構成されているため、障がい者雇用推進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。</p> <p>②組織内の人的サポート体制（障がい者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。</p> <p>③役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>①現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担無く遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>②所属長との人事評価面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができてきているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>①人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>②措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲において適切に実施する。</p> <p>③募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
④その他	①各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう適切な支援、配慮に努める。